

茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市が発注する建設工事及び建設工事に伴う業務委託（以下「市発注工事等」という。）の契約に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約における見積りに参加する資格を有する業者として登録されている者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止の措置を適正に処理するため必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ同号に定める期間、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 指名停止を行ったときは、市発注工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3 第2第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 第2第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間のうち、最も長い期間を当該有資格業者に対する指名停止の期間とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間（第3号(8)、第24号及び第25号を除く。）の2倍の期間とし、当該期間が3年を超える場合は3年とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間

(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ同表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第9号から第23号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9号から第23号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるときは、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を2倍(2倍の期間が3年を超える場合は3年)まで延長することができる。

5 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(事実の把握)

第5 措置要件に該当する事実については、次に掲げる方法によって判断するものとする。

(1) 有資格業者本人からの申出

(2) 全国に配布される主要な一般紙により報道された記事

(3) その他これらに準ずる事項

(工事請負入札審査委員会)

第6 第2第1項又は第3各項の規定により指名停止を行う場合及び第4第5項の規定により指名停止の解除を行う場合は、茨木市工事請負入札審査委員会の議を経て決定するものとする。

(指名停止の通知)

第7 第2第1項若しくは第3各項の規定により指名停止を行い、又は第4第5項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し速やかに通知するものとする。

2 契約担当課長は、指名停止及び解除が確定した場合は、速やかに関係部課長に通知するものとする。

(改善措置の報告)

第8 第7第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市発注工事等に関するものであるときは、当該有資格業者から必要に応じて改善措置の報告を徴することができる。

(非常時等の措置)

第9 災害関連又は特殊技術を要する市発注工事等でやむを得ない事由があると認め
るものについては、指名停止の期間中の有資格業者を契約の相手方とすることがで
きる。

(契約の受任及び下請負の禁止)

第10 指名停止の期間中の有資格業者は、市発注工事等を受注した請負業者から、当
該市発注工事等を受任又は下請することができない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業
者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年4月7日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱の規定は、この
要綱の実施の日以後の有資格業者又はその使用人の行為について適用し、同日前の
有資格業者又はその使用人の行為については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱別表第24号の規
定は、この要綱の実施の日以後に茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4
月1日実施）第2第1項の規定による指名停止を受けた者について適用し、同日前
に同項による指名停止を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱の規定は、この
要綱の実施の日以後に締結する工事等請負契約について適用し、同日前に締結した
工事等請負契約については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に締結する工事等請負契約について適用し、同日前に締結した工事等請負契約については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に発生した事実に基づく指名停止について適用し、同日前に発生した事実に基づく指名停止については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に発生した事実に基づく指名停止について適用し、同日前に発生した事実に基づく指名停止については、なお従前の例による。

また、改正後の別表第3項第4号ア(ア)の規定は、実施日以後に執行する竣工又は完了検査における成績について適用し、同日前に執行した竣工又は完了検査における成績については、なお従前の例による。

別表

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 茨木市建設工事等入札参加資格審査申請書及びその添付書類、入札等に係る添付書類その他の書類に虚偽の記載をし、市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>措置を決定した日から 6月</p>
<p>(入札妨害等)</p> <p>2 有資格業者又はその使用人が市発注工事等において、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 入札等の公正な執行を妨げたとき。</p> <p>(2) 落札したにもかかわらず、正当な理由なく契約をしなかったとき。</p> <p>(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>(4) 確認を受け、又は指名されたにもかかわらず、正当な理由なく6か月以内に2回入札等に参加しなかったとき。</p>	<p>措置を決定した日から</p> <p>12月</p> <p>6月</p> <p>12月</p> <p>6月</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>3 有資格業者が市発注工事等の契約の履行に当たり、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 契約の履行遅滞による損害金の請求がなされたとき。</p> <p>(2) 有資格業者の責めにより契約の解除がなされたとき。</p> <p>(3) 故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量について不正の行為をしたとき。</p> <p>(4) 竣工・完了検査において成績が不良であったとき。</p> <p>ア 土木工事等、建築工事若しくは建築設備工事、設備工事又は業務委託（家屋調査を除く。）の場合</p> <p>(ア) 成績表の総合調整点が60点以上65点未満</p> <p>(イ) 成績表の総合調整点が50点以上60点未満</p> <p>(ウ) 成績表の総合調整点が50点未満</p> <p>イ 業務委託（家屋調査に限る。）又は維持管理工事の場合</p> <p>(ア) 成績表の総合調整点が60点以上63点以下</p> <p>(イ) 成績表の総合調整点が50点以上60点未満</p> <p>(ウ) 成績表の総合調整点が50点未満</p> <p>(5) 下請代金の支払遅延等があり、下請等の関係が不適切であると認められるとき。</p> <p>(6) 現場代理人等を正当な理由なしに配置しなかったとき。</p> <p>(7) 本市に有する営業所が営業所として不適切であったとき。</p> <p>(8) その他契約に基づく義務を履行しなかったとき。</p>	<p>措置を決定した日から</p> <p>2月</p> <p>12月</p> <p>24月</p> <p>2月</p> <p>6月</p> <p>12月</p> <p>2月</p> <p>6月</p> <p>12月</p> <p>3月</p> <p>6月</p> <p>改善措置が講じられるまで</p> <p>2月</p>
<p>(監督、検査等の妨害)</p> <p>4 有資格業者又はその使用人が、市発注工事等の監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。</p>	<p>措置を決定した日から 24月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者の発生</p> <p>(2) 負傷者の発生又は建物等の損害</p>	<p>措置を決定した日から</p> <p>12月</p> <p>6月</p>

<p>6 近畿府県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいう。以下同じ。）内における建設工事及び建設工事に伴う業務委託（市発注工事等を除く。以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>措置を決定した日から 1月以上6月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者の発生 (2) 負傷者の発生</p>	<p>措置を決定した日から 6月 3月</p>
<p>8 近畿府県内における一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>措置を決定した日から 1月以上3月以内</p>
<p>（贈賄） 9 有資格業者又はその使用人が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>措置を決定した日から 24月</p>
<p>10 有資格業者又はその使用人が大阪府内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>措置を決定した日から 12月</p>
<p>11 有資格業者又はその使用人が大阪府外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>措置を決定した日から 6月</p>
<p>（独占禁止法違反行為） 12 市発注工事等について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合で、次のいずれかに該当したとき。</p>	<p>措置を決定した日から</p>
<p>(1) 公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。 (2) 有資格業者又はその使用人が逮捕されたとき。 (3) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。 (4) 公正取引委員会が独占禁止法違反行為を認定し、公表したとき。</p>	<p>24月 24月 12月</p>
<p>13 大阪府内において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等について、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合で、次のいずれかに該当したとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>6月</p>
<p>(1) 公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。 (2) 有資格業者又はその使用人が逮捕されたとき。 (3) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。 (4) 公正取引委員会が独占禁止法違反行為を認定し、公表したとき。</p>	<p>措置を決定した日から 12月 12月 6月 6月</p>

<p>14 大阪府外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等について、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合で、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。</p> <p>(2) 有資格業者又はその使用人が逮捕されたとき。</p> <p>(3) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p> <p>(4) 公正取引委員会が独占禁止法違反行為を認定し、公表したとき。</p>	<p>措置を決定した日から</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>3月</p>
(競売入札妨害又は談合)	
<p>15 市発注工事等について、有資格業者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>措置を決定した日から</p> <p>24月</p>
<p>16 次の各号に掲げる者が締結した請負契約に係る工事等について、有資格業者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき(前項の場合を除く。)</p>	<p>措置を決定した日から</p>
<p>(1) 大阪府内の他の公共機関の職員</p> <p>(2) 大阪府外の他の公共機関の職員</p>	<p>12月</p> <p>6月</p>
<p>17 市発注工事について、有資格業者又はその使用人が市の職員に対して、次の各号に掲げる不当な働きかけを行ったと認められるとき。</p>	<p>措置を決定した日から</p>
<p>(1) 公表前の予定価格又は最低制限価格(これらを推測できる金額を含む。)に関する情報漏えい要求行為</p> <p>(2) 公表前における入札等の参加者に関する情報漏えい要求行為</p> <p>(3) その他有資格業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか暴言、侮辱、威圧的な言動又は著しく粗野な言動</p>	<p>12月</p> <p>12月</p> <p>12月</p> <p>6月</p>
(建設業法の違反)	
<p>18 市発注工事等について、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反した場合で、次のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 建設業法第28条第1項による指示を受けたとき。</p> <p>(2) 建設業法第28条第3項による営業停止を命ぜられたとき。</p> <p>(3) その他建設業法に基づき処分されたとき。</p>	<p>措置を決定した日から</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>3月</p>
<p>19 近畿府県内において、建設業法の規定に違反した場合で、次のいずれかに該当したとき(前号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>措置を決定した日から</p>
<p>(1) 建設業法第28条第1項による指示を受けたとき。</p> <p>(2) 建設業法第28条第3項による営業停止を命ぜられたとき。</p> <p>(3) その他建設業法に基づき処分されたとき。</p>	<p>3月</p> <p>3月</p> <p>3月</p>
(暴力行為等)	
<p>20 有資格業者又はその使用人がその業務について、次の各号に掲げる者に対する暴力行為等で逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>措置を決定した日から</p>
<p>(1) 本市の職員</p> <p>(2) 本市を除く大阪府内の他の公共機関の職員</p> <p>(3) 大阪府外の他の公共機関の職員</p>	<p>24月</p> <p>12月</p> <p>6月</p>
(不正又は不誠実な行為)	

21 前各号に掲げる場合のほか、業務について不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	措置を決定した日から12月
22 前各号に掲げる場合のほか、有資格業者又はその使用人が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	措置を決定した日から1月以上12月以内
23 前各号に掲げる場合のほか、有資格業者が茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき。	措置を決定した日から3月
<p>（茨木市物品等登録業者指名停止要綱における指名停止）</p> 24 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）第2第1項の規定による指名停止を受けたとき。	当該指名停止が解除されるまで
<p>（経営不振）</p> 25 有資格業者が金融機関から取引停止処分を受けるなど、経営不振の状態にあり、市発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	措置を決定した日から経営が改善したと認められる日まで

備考 第2号から第5号まで、第7号、第12号、第15号、第17号、第18号及び第23号の規定は、茨木市水道部が発注する建設工事及び建設工事に伴う業務委託の契約においても適用する。